

# 学校体育施設開放利用における 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン (案)

令和5年4月1日 改定

本ガイドラインは、学校体育施設開放利用に伴い、各利用団体（以下、団体）に遵守していただくことをまとめたものです。

各団体の皆様におかれましては、本ガイドラインに明記された遵守事項を厳守していただき、団体責任者及び管理責任者は、すべての利用者に周知するようお願いいたします。

## ■学校体育施設を利用する際の遵守事項について

### ① 施設の利用をできない人

以下の事項に該当する人は、施設の利用はできません。

- ・体調がよくない（平熱を超える発熱、せき・のどの痛みなどの症状がある）場合。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
- ・政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合。

### ② こまめな手洗いやアルコールなどによる手指消毒を行うこと。

### ③ 【屋外施設】登録者の利用に限る（見学者は、見学のみを徹すること。送迎の家族等は、原則、施設の外で待機し、施設内には立ち入らないこと。またいずれの場合も、校庭の遊具などへの接触を禁止とする）。

【屋内施設】登録者の利用に限る（見学は不可。送迎の家族等は施設の外で待機し、施設内には立ち入らないこと。ただし、中学生以下の利用団体は、清掃・消毒を行う必要最小限の保護者の立ち入りを認める）。

### ④ 可能な限り「3密」とならないよう活動内容に配慮すること。

- ・密閉…【屋内施設】常時複数の扉、窓を開放し、換気を行う。必要があれば、換気扇、扇風機等も併せて使用すること。
- ・密集…分散した活動となるよう利用時間を分けるなど工夫し、活動中もできるだけ2mの間隔を確保するよう配慮すること。
- ・密接…会話は距離を置き、大声での発声、指導、接触プレーを避けること。

### ⑤ 活動後は必ず清掃・消毒を行うこと。中学生以下の利用団体は、清掃・消毒は指導者または保護者等が行うこと。

- ・手指用消毒液及び備品・設備等の消毒用消耗品（消毒液、拭取り用ペーパータオル等）は各団体で用意し、適切に使用すること。

※トイレ用洗剤のみ市で補充します。

※消耗品は利用毎に各団体が持参してください(施設に置くことはご遠慮ください)。

※学校備品の消毒剤は、在校する児童・生徒が利用するものであり、各団体のためのものではありません。絶対に使用しないでください。

- 主な消毒範囲として、ドアノブ、手すり、トイレ（蛇口、ノブなど人の手が触れる場所）、照明スイッチ、清掃用具など共用する箇所（物も含む）を必ず消毒すること（範囲や方法などは、各団体責任者及び管理責任者が必ず事前に学校に確認し、利用者全員で共有すること）。
- ⑥ 学校で使用を制限されている備品には触れないこと（各団体責任者及び管理責任者は、必ず連絡会議の際に学校に確認し、利用者全体で共有すること）。
- ⑦ 学校で立ち入りが制限されている場所には入らないこと（各団体責任者及び管理責任者は、必ず連絡会議の際に学校に確認し、利用者全体で共有すること）。
- ⑧ 学校体育施設開放事業は、コロナ禍に関係なく登録者以外の利用はできません。（登録者以外の方との練習試合、大会等で利用する場合は、事前に学校に「目的外使用許可申請書」を提出し、許可を得る必要があります。）
- ⑨ 施設内での飲食は禁止とする（但し、必要な水分補給は除く）。
- ⑩ 活動後、ごみは必ず持ち帰ること。
- ⑪ 活動後、忘れ物が無いよう確認にすること。
- ⑫ 施設の利用開始前に、必ず学校との連絡会議に出席し、会議の内容等を「連絡会議 会議録」に記入し、市スポーツ振興課へ提出すること。また、利用者全体（見学者、利用者家族を含む）で会議の内容を共有すること。
- ⑬ 団体内で新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合は、団体内の感染状況や活動時の感染防止対策を踏まえ、適宜、活動停止を判断すること。

## ■運動・スポーツを行う際の留意点（スポーツ庁ガイドラインより抜粋）

### ①十分な距離の確保

運動・スポーツの種類にかかわらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染防止の観点から周囲の人となるべく距離を空けること。

### ②位置取り

走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば、前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

## ■遵守事項に違反した場合

本ガイドラインの遵守事項が守られていない場合は、当面の間、施設の利用を停止させていただくことがあります。

※本ガイドラインは今後、新型コロナウイルス感染症の発生状況により内容が更新されることがございますので、あらかじめご留意ください。  
※新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、学校開放を中止や制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

印西市 健康子ども部 スポーツ振興課 振興係  
電 話：0476-42-8417（直通）  
FAX：0476-42-8427  
Email：sportska@city.inzai.chiba.jp